

議案第32号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

施設の名称	天理市立朝和公民館西長柄分館
所 在	天理市西長柄町66番地
構 造	鉄骨造2階建
延床面積	245.48㎡

2 無償譲渡の相手方

天理市西長柄町

西長柄町自治連合会

会長 川 端 清 次

3 無償譲渡の理由

当該財産は、天理市長柄土地区画整理事業の施行に伴い設立された天理市長柄土地区画整理組合から市に対して寄附を受けたものであり、昭和57年に天理市立朝和公民館西長柄分館として開館して以来、地元西長柄町自治連合会が運営、維持管理を担うことにより、地域の公民館としてその役割を果たしてきた。公民館分館の今後のあり方について、地元西長柄町自治連合会の意向を踏まえ、地元自治会による自主的な活動を支援するため、当該財産を無償で譲渡するものである。

4 無償譲渡をする日

平成24年7月1日